

## ○松伏町廃棄物減量等推進審議会条例

### (目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7第2項の規定に基づき、松伏町廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置し、もって廃棄物減量等の円滑な推進を図るため、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町内居住者
- (2) 見識を有する者
- (3) 物の製造・販売等を行う事業者
- (4) 廃棄物再生業者等

### (任期)

第3条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱された時における選任の要件を欠いたときは、委員の職を失う。

### (会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (関係者の出席)

第6条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境経済課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。